

サプライヤーコード

SICK
Sensor Intelligence.



序文

サプライヤーの皆様へ。

SICKは家族経営の国際的なグループとして、世界中の従業員やビジネスパートナーに対して特別な責任を負っていると考えています。SICKは、関連する全ての法的要件および国際的に認められた倫理基準を遵守しています。すべての人と環境を守り、尊重することは、最優先事項であり、企業の責任として欠くことのできないものです。さらに、SICKは、持続可能な共生をめざし、社会的・文化的プロジェクトにも積極的に取り組んでいます。

SICKと永続的な取引関係を築くための基本条件として、サプライヤーには適用されるすべての法律とこのサプライヤーコードの原則を遵守していただき、サプライヤー間で最大限に推進することを期待しています。

サプライチェーン全体を通して、公正で持続可能な環境の実現に向け私たちと共に取り組んでいきましょう。

よろしくお願いいたします。

Torsten Büscher

バイスプレジデント プロキュアメント
SICK AG

コンテンツ

サプライヤーコード	4
1. 人権・労働条件	4
1.1 強制労働の禁止	4
1.2 児童労働の禁止	4
1.3 資源の有害な消費	4
1.6 結社の自由と連合	5
1.7 従業員報酬	5
1.8 労働における安全衛生	5
1.9 治安維持部隊の配備	5
2. 企業倫理	5
2.1 汚職・贈収賄の禁止	5
2.2 利益相反の回避	5
2.3 公正な競争と知的財産権	5
2.4 外国貿易・通関規制、マネーロンダリング、 テロ資金規制	6
2.5 サプライチェーンにおけるデューデリジェン スの必要性	6
3. データ保護と情報セキュリティ	6
4. 紛争鉱物	6
5. 環境保護	6
6. 不祥事に関する報告と通報	6
6.1 不祥事の報告	6
6.2 SICKインテグリティライン（内部通報制度）	6
7. SICKサプライヤーコードの遵守	7

サプライヤーコード

SICK AGおよびそのグループ会社（以下、「SICK」、「私たち」）は、社会的責任、企業責任を自覚しています。

SICKは、SICKに商品を供給し、またはサービスを提供する全てのお取引先（以下、総称して「お取引先」といいます）に、関係法令を遵守し、倫理的に行動し、このサプライヤーコードに記載されている原則を順守していただくことを期待します。

さらに、サプライヤーには、自らのサプライヤー、下請け業者、仕入先に対して、記載された原則を同等の方法で約束し、サプライチェーンにおけるその履行を検証し、自らのサプライヤー、下請け業者、仕入先で記載された原則を実施するために最善の努力をすることを期待します。

1. 人権・労働条件

私たちは、サプライヤーが国際的に認められた人権を確実に遵守し、人権侵害を引き起こしたり、参加したりすることを避けることを期待します。さらに、私たちは、サプライヤーがそれぞれの適用法の労働基本権を遵守し、ILO中核的労働基準を認識することを期待します。

1.1 強制労働の禁止

サプライヤーは、強制労働の対象者を雇用してはなりません。すべての活動は自発的なものでなければならず、例えば、拘束労働や人身売買の結果として行われることは許されません。お取引先の労働者は、法的な通知期間に従って、自由に雇用主から離脱することができなければなりません。これを困難にする目的で、身分証明書や労働許可証を差し控えることは禁止されています。

サプライヤーは、いかなる形態の奴隷も使用してはならず、職場環境において、例えば、経済的または性的搾取や屈辱を通じた奴隷的慣行、隷属、その他の形態の支配や抑圧を容認してはなりません。

1.2 児童労働の禁止

サプライヤーは、雇用地の法律により義務教育が終了する年齢に満たない児童を雇用してはならず、いかなる場合も最低年齢を15歳未満にしてはなりません。また、未成年者はサプライヤーにおけるいかなる危険な労働にも従事してはならず、ILO182号条約で18歳以上とされています。

1.3 資源の有害な消費

土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音、水の過剰消費など、食料の保存と生産のための自然基盤に重大な影響を与え、安全な飲料水の供給を妨げ、衛生施設の利用を阻害または破壊し、人の健康に害を与えるような行為を行わないものとします。

1.4 土地の不法占拠

私たちは、サプライヤーに対して、不法立ち退きの禁止、およびその利用が人の生活を保障する土地、森林、水域の取得、建設、その他の利用における不法占拠の禁止を遵守することを求めます。

1.5 労働者の尊重、差別の禁止

サプライヤーは、すべての労働者に敬意と尊厳をもって接し、不適切な扱いのない環境を作るものとします。これには、あいまいな身振り、望まない言葉や身体的な接触、強制・脅迫・威圧の使用などのセクシャルハラスメントや差別が含まれます。

サプライヤーは、機会均等を推進し、雇用の要件として正当化されない限り、例えば、国籍や民族的出身、社会的出身、年齢、性別、肌の色、文化的所属、性的アイデンティティや指向、健康状態、障害、政治的意見、宗教、信条を理由とする労働者の差別、えこひいき、嫌がらせを容認しないものとします。不平等な扱いは、特に、同じ価値の仕事に対して不平等な報酬を支払うことを含みます。

1.6 結社の自由と連合

サプライヤーは結社の自由を尊重し、労働者が自由に労働組合を結成し、またはこれに加入する権利を認めるものとします。労働者は、労働組合またはその他の労働者代表を結成し、加入し、またはその構成員であることを理由として、不利益を受け、または有利に扱われないものとする。サプライヤーは、労働組合が自由かつ雇用地の法律に従って活動することを認めるものとし、これにはストライキの権利と団体交渉の権利が含まれます。

1.7 従業員報酬

サプライヤーは、労働者に適切な報酬を支払うものとします。適切な賃金は、少なくとも適用される法律で定められた最低賃金であり、それ以外は雇用地の法律、特に適用される労働協約に従って決定されます。法的な規定がない場合、サプライヤーは、労働者の基本的な生活ニーズを満たすのに十分な賃金を支払うものとします。

1.8 労働における安全衛生

サプライヤーは、雇用の場において適用されるすべての安全衛生および労働時間に関する規制を遵守するものとします。また、労働者が合理的な間隔で休憩を取ることができるようにしなければなりません。各労働者は、少なくとも週1回の連続した休日を取る権利を有するものとします。サプライヤーは、労働時間が記録され、時間外労働や超過勤務を含め、雇用される国の法的要件の範囲内であることを保証するものとします。これらが存在しない場合、1週間の総労働時間は60時間を超えてはなりません。サプライヤーが労働者に会社敷地内の居住スペースを提供する場合、労働者は休暇中にその敷地から自由に出入りすることができます。

サプライヤーには、適切な安全衛生管理システムを維持し、労働安全衛生の管理責任者を任命することを期待します。この担当者は、職場とプロセスが法的要件に準拠し、健康被害を可能な限り排除していることを確認します。労働条件が健康への危険を避けられない場合、サプライヤーはその従業員に保護具を無償で提供し、その適切な使用と労働災害の防止について定期的に文書による指導を行うものとします。

1.9 治安維持部隊の配備

サプライヤーは、自社が従事または使用する民間または公共の治安維持部隊が、配備される際にすべての適用法を遵守し、特に拷問や残虐、非人道的または品位を傷つける扱

いの禁止を尊重し、他者の生命や身体を違法に傷つけることなく、労働者の結社の自由と結社の自由を妨害しないよう、十分な訓練と監督を受けることを保証するものとします。

2. 企業倫理

私たちは、サプライヤーが適用されるすべての法律、規則、規制を遵守し、また、これらの法律、規則、規制の遵守を確保するために適切な措置を講じることを期待します。

2.1 汚職・贈収賄の禁止

私たちは、サプライヤーがいかなる形態の汚職や贈収賄も行わず、直接的にも間接的にもそれに関与しないことを期待します。その際、民間企業や政府・公的機関の代表者に対して、取引上の優遇措置の見返りとして心付けを約束したり、提供したり、受け取ったりすることはできません。また、不適切な便宜供与や受領を控えることも含まれます。SICKの従業員に対する招待や贈答は、機会や範囲が適切である場合、すなわち価値が低く、慣習的なもてなし、習慣、礼儀の範囲内である場合にのみ行うことができます。お取引先様は、SICKの「金品授受の禁止」を遵守するものとします。

政党や組織への献金は、常に透明性を保ち、各国の腐敗防止法を遵守しなければなりません。

2.2 利益相反の回避

サプライヤーは、顧客、自社のサプライヤー、その他のビジネスパートナーとの事業活動において、取引関係に影響を与えるような利益相反がないことを保証するものとします。サプライヤーは、経営陣、授与決定に関与する従業員、または近親者が、それぞれのパートナー企業の株式を所有し、またはそこで活動を行っていることを認識した場合、これを開示しなければなりません。

2.3 公正な競争と知的財産権

サプライヤーは、国内および国際的なすべての競争法に従って行動するものとします。サプライヤーは、競合他社との取引において、価格協定や市場・顧客の共有など、価格や納入条件に不当に影響を与える、あるいは自由に開かれた競争を不当に阻害する違法な協定やその他の行為を行ってはなりません。

お取引先様は、SICKおよび他者の知的財産権を尊重するものとします。

2.4 外国貿易・通関規制、マネーロンダリング、テロ資金規制

サプライヤーは、適用されるすべての外国貿易および関税の規制を遵守するものとします。これには、適用されるすべての輸出管理、禁輸、制裁に関する規制の一貫した遵守と、必要な公的輸出許可の取得が含まれます。お取引先様は、SICKに対し、上記規定の遵守に必要な情報を提供するものとします。これには特に、輸出管理分類番号（ECCN）、関税分類番号（HSコード）、原産国、該当する場合は特惠関税の証明などが含まれます。

また、サプライヤーは、適用されるすべてのマネーロンダリング規制を遵守し、直接的または間接的にテロリズムの資金調達を促進しないこととします。

2.5 サプライチェーンにおけるデューデリジェンスの必要性

SICKはサプライヤーとのパートナーシップに努め、サプライヤーがSICKサプライヤーコードの原則を遵守し、それに沿った行動をとることを期待します。

私たちは、サプライヤーが自らに適用されるサプライチェーン・デューデリジェンスの要件を遵守し、サプライヤーとその関連会社もこのサプライヤーコードに記載されているすべての原則を遵守することを保証し、また、自らのサプライヤー、下請け業者、供給業者もこれらの原則を遵守するよう適切な努力をすることを期待します。関連会社とは、サプライヤーが支配する、またはサプライヤーに支配される、あるいはサプライヤーが他の自然人または法人と共同して支配する自然人または法人を指します。この意味での支配とは、議決権や契約によって、他の自然人や法人に対して直接的または間接的に支配的な影響力を行使する力を意味します。

3. データ保護と情報セキュリティ

当社は、サプライヤーが、適用されるデータ保護規制に基づき、合法的な目的でのみ、個人データを処理することを期待します。

お取引先様がSICKの協力のもとに入手した情報は、機密として扱われ、許可なく第三者に開示されることはないものとします。特に、秘密保持契約およびその他合意されたすべての情報セキュリティ要件は、厳密に遵守されなければなりません。

情報セキュリティマネジメントシステムを運用し、機密性、可用性、完全性に関して、すべての情報の適切な保護と適切な取り扱いを確保できるようにすること。

4. 紛争鉱物

お取引先様は、金、スズ、タングステン、タンタル（以下「紛争鉱物」といいます）を含む製品をSICKに納入する場合、要請に応じてサプライチェーンを適切に調査し、適切な証拠によりこれらの物質の由来を書面で提供し、原材料が紛争地域やリスク地域に由来しないこと、人権侵害の犠牲の上に採取されたものではないことを証明しなければならないものとします。また、紛争鉱物に関して適用されるすべての法的規制を遵守するものとします。

5. 環境保護

お取引先様は、適切な環境マネジメントシステムを維持し、自国およびSICKとの取引に適用される環境保護に関する法律および国際基準（特に水銀に関する水俣条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約）、ならびに法律で定められた物質やSICKが同意した禁止事項を遵守するものとします。また、サプライヤーは、環境に配慮した行動を積極的に推進しています。

私たちは、サプライヤーが現在および将来の世代のために環境を保護する自発的なコミットメントを行うことを期待します。その適用を実証するために、サプライヤーは社内でプログラムを実施し、環境に関連する活動分野を特定し、目標を設定し、その持続的な達成を適切な手段や管理・監視体制によって保証します。これには、例えば、エネルギーや水の消費、材料資源、大気汚染物質、温室効果ガス、廃棄物、環境や健康に有害な物質などの継続的な削減が含まれます。

6. 不祥事に関する報告と通報

6.1 不祥事の報告

サプライヤーは、法律で要求される範囲内で、従業員や第三者が自社や関連会社、サプライチェーンにおける本サプライヤー規範に記載された原則の違反を報告できるよう、適切な内部告発制度や苦情処理手続きを整備するものとします。

6.2 SICKインテグリティライン（内部通報制度）

本サプライヤー規範に記載された原則に違反し、SICKに影響を与えるような兆候がある場合、当社の内部通報制度SICKインテグリティラインを通じて報告するようお願い先様をお願いしています。

SICKの全従業員だけでなく、お客様、お取引先、その従業員、その他の第三者が、SICKの不正行為や、サプライチェーンにおける人権や環境に関する苦情について、匿名でも報告できる機会を設けています。

SICKインテグリティラインは、以下の場所で受け付けています。

<https://sickag.integrityline.com/setup>

また、お取引先様からSICKのコンプライアンスチームへの情報提供は、以下の通りです。

電子メール	compliance@sick.de
電話番号	+49 (0)7681-202-3276
メール	SICK AG コンプライアンス / LGC Erwin-Sick-Str. 79183 Waldkirch ドイツ

7. SICKサプライヤーコードの遵守

SICKは、お取引先様との取引において、「SICKサプライヤーコード」の受諾をお願いしています。サプライヤーは、SICKの要請に応じて、本サプライヤー規範の原則に関する研修やさらなる教育に参加するものとします。SICKは、リスクマネジメントの範囲内で、お取引先様が本サプライヤーコードの原則を遵守しているかどうかを確認する権利を有します。

お取引先様は、SICKに対し、通常の営業時間内にお取引先様の施設内で検査を実施する権利を付与するものとします。

SICKは、訪問を合理的に通知するものとします。お取引先様は、そのために必要な情報をSICKに提供し、お取引先様の営業秘密を保護しつつ、必要な範囲で施設への立ち入りや営業文書の閲覧を許可するものとします。検査は、SICKが選定した第三者が実施する場合があります。

お取引先または自社の仕入先・外注先・協力会社が本サプライヤーコードの原則に違反する具体的な疑いがある場合、お取引先はSICKの要請に応じて直ちにその疑いを調査し、調査の内容・範囲および結果をSICKに書面で直ちに通知するものとします。また、SICKは、お取引先様に対し、事実関係の解明、具体的な改善策の提示、今後の改善策を要求する権利を有します。サプライヤーが、原則として30営業日以内の合理的な期間内に適切な是正措置または改善措置を講じないことが明らかな場合、または侵害が深刻で取引関係の継続がSICKにとって不合理となった場合、SICKは、他の権利を害することなく、サプライヤーとの個別または全ての既存の契約関係を予告なく終了させ、これらの契約関係から離脱する権利を有するものとします。